筑後市指名停止等措置要綱

筑後市指名停止等措置要綱 (平成 25 年告示第 37 号) の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 筑後市が発注する建設工事、業務委託、物品購入等(以下これらを「市発注工事等」という。)に関し、有資格業者に対して行う 指名停止等の措置については、この要綱の定めるところによるもの とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 有資格業者 筑後市の競争入札参加資格者名簿に登載された 者をいう。
 - (2) 役員 法人の会長、取締役、監査役、支店長及び営業所長をいう。
 - (3) 使用人 有資格業者との間に指揮命令関係がある者であって、 役員以外の全てのものをいう。
 - (4) 契約担当者 市長又は市発注工事等に係る契約の締結権限の 委任を受けた職員をいう。
 - (5) 指名停止 市発注工事等に係る契約のための指名競争入札に 関し、期間を指定して指名しない措置をいう。

(指名停止)

- 第3条 市長は、有資格業者が別表1から別表3まで(以下「各別表」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて、同表の期間の欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 2 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、指名競争入札に 係る指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名して

はならない。

- 3 市長は、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているとき は、指名取消通知書(様式第1号)により指名を取り消すものとす る。
- 4 契約担当者は、落札決定者であっても、契約締結前に指名停止と なった有資格業者を契約の相手方としてはならない。

(下請負人に対する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(共同企業体の構成員に対する指名停止)

第5条 市長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名 停止を行うときは、当該共同企業体の構成員である有資格業者(明 らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除 く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に 応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止有資格業者を構成員とする共同企業体に対する指名停止)

第6条 市長は、前3条の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

- 第7条 有資格業者が1つの事案により各別表に掲げる措置要件の2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の短期及び 長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長 期とする。
- 2 有資格業者が次の各号に規定する措置要件のいずれかに該当する こととなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に規

定する別表の短期の2倍(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。なお、この場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ各別表各項に定める長期を超えないものとする。

- (1) 別表1又は別表2に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の 満了後1か年を経過するまでの間(指名停止期間中を含む。)に、 それぞれ別表1又は別表2に掲げる措置要件に該当することと なったとき。
- (2) 別表 2 第 1 項から第 3 項まで又は第 4 項から第 9 項までに掲 げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 か年を経過する までの間に、それぞれ同表第 1 項から第 3 項まで又は第 4 項から 第 9 項までの措置要件に該当することとなったとき (前号に掲げ る場合を除く。)。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、前2項及び各別表の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、第1項及び各別表の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前各項及び各別表に定める指名停止の期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責 めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業 者について指名停止を解除することができる。
- 7 別表3に掲げる措置要件により指名停止を行った場合は、当該指 名停止の期間が経過する時点において、指名停止の措置要件に該当

するか、福岡県警察に確認を行うものとする。

8 前項の確認の結果、該当している旨の通知があったときは、第 15 条に規定する指名停止委員会の審議を経て、当該有資格業者に対し て、別表 3 期間の欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を 行うものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

- 第8条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて各別表に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。
 - (1) 談合情報を得た場合又は筑後市の職員が談合があると疑うに 足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていな いとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、 別表2第4項又は第7項に該当したとき 同表第4項又は第7 項に定める長期の期間
 - (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく公共工事発注機関の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表2第4項、第5項又は第6項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(前号の規定に該当することとなった場合を除く。) 同表第4項、第5項又は第6項に定める短期に1か月加算した期間
 - (3) 筑後市又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害(刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 第 1 項に規定するものをいう。) 又は談合(同条第 2 項に規定するものをいう。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の

容疑に関し別表 2 第 7 項、第 8 項又は第 9 項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第 1 号の規定に該当することとなった場合を除く。) 同表第 7 項、第 8 項又は第 9 項に定める期間に 1 か月加算した期間

(指名停止の通知)

- 第9条 市長は、第3条から第6条までの規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書(様式第2号)により、第7条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書(様式第3号)により、同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(様式第4号)により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。
- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、 当該指名停止の事由が、市発注工事等に関するものであるときは、 当該有資格業者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものと する。

(指名停止の公表)

第 10 条 市長は、第3条から第6条までの規定により指名停止を行い、又は第7条第5項の規定により指名停止期間を変更したときは、指名停止措置状況書(様式第5号)を閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載し公表するものとする。

(事故等の報告)

第11条 筑後市行政組織規則(平成3年規則第3号)第5条に規定する課長等は、その所管する市発注工事等に関し、各別表に規定する措置要件に該当する事案が生じたときは、指名停止に関する事故等報告書(様式第6号)により、市長に報告しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第 12 条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約 の相手方としてはならない。ただし、特許権の設定された工法を使 用しなければならないときその他のやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

- 第 13 条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注工事等の一部を下請(一次及び二次下請以後全ての下請を含む。)し、 又は受託することを承認してはならない。
- 2 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注工事等の 資材及び原材料の購入契約等の相手方となることを承認してはな らない。ただし、当該指名停止が別表3に掲げる措置要件に該当す ることをもってされたものでない場合において、市発注工事等に影 響を及ぼすおそれがある等やむを得ない特別の事由があると認め るときは、この限りでない。
- 3 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注工事等の 完成保証人となることを承諾してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 14 条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、有資格業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止委員会の設置)

第15条 市長は、有資格業者に対して行う指名停止を審議するため、 指名停止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

- 第16条 委員会の委員は、副市長、総務部長、建設経済部長、教育部長、道路課長、水路課長、都市対策課長、上下水道課長及び契約管財課長をもって充てる。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には副市長をもって充て、副委員長には建設経済部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 5 委員会の庶務は、契約管財課において処理する。 (委員会の審議)
- 第17条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、 委員長が会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要により委員以外の者を委員会に出席させることが できる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(回議)

第 18 条 委員会に付すべき事案であって、委員長が委員会に付議するいとまがないと認めるときは、委員に回議し委員長が決定することをもって前条の審議に代えることができる。

附則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

別表1 (第3条、第7条、第8条、第11条関係)

事故等に基づく措置基準

	措置要件	期間
虚偽記載	1 市発注工事等の契約に係る一般競争入札	当該認定を
	及び指名競争入札において、競争入札参加資	した日から
	格審査申請書、競争入札参加資格確認資料そ	1か月以上
	の他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、	6か月以内
	契約の相手方として不適当であると認めら	
	れるとき。	
過失によ	2 市発注工事等の履行に当たり、過失により	当該認定を
る粗雑工	履行を粗雑にしたと認められるとき(引き渡	した日から

事等	 された工事目的物等が種類又は品質に関して	1 か月以上
3. (1	契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」	
	という。)かつその程度が軽微であると認めら	0 %)1 5 / 1
	れるときを除く。)。	
	3 前項に掲げるもの以外の契約(以下「一般	
	工事等」という。)の履行に当たり、過失によ	
	エザサ」と、ファットの優けにヨたり、過久によ り履行を粗雑にした場合において、契約不適	
		3 か月以内
型 約 潰 豆	4 第2項に掲げる場合のほか、市発注工事等	
关机连及	の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手	
		2週間以上
<u></u>		4か月以内
安全管理		
措置の不		
適切によ		
り生じた		6か月以内
	6 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措	
事故	置が不適切であったため、公衆に死亡者若し	
	くは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場	
	合において、当該事故が重大であると認めら 	3か月以内
	れるとき。ただし、福岡県外における一般工	
	事等の場合にあっては、社会的影響が大きい	
	と認められるときに限る。	
安全管理	7 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の	当該認定を
措置の不	措置が不適切であったため、工事関係者に死	した日から
適切によ	亡者又は負傷者を生じさせたと認められると	2週間以上
り生じた	き。	4か月以内
工事関係	8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措	当該認定を
者事故	置が不適切であったため、工事関係者に死亡	した日から

者又は負傷者を生じさせた場合において、当 2 週間以上 該事故が重大であると認められるとき。ただ 2 か月以内 し、福岡県外における一般工事等の場合にあ っては、社会的影響が大きいと認められると きに限る。

別表2 (第3条、第7条、第8条、第11条関係)

贈賄又は不正行為等に基づく措置基準

	措置要件	期間
贈賄	1 有資格業者である個人、有資格業者の役員	逮捕又は公
	又はその使用人が、筑後市の職員に対して行	訴を知った
	った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を	日から 18
	経ないで公訴を提起されたとき。	か月以上
		24 か月以
		内
	2 有資格業者である個人、有資格業者の役員	逮捕又は公
	又はその使用人が、福岡県内の他の公共機関	訴を知った
	の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕	日から 12
	され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された	か月以上
	とき。	18 か月以
		内
	3 有資格業者である個人、有資格業者の役員	逮捕又は公
	又はその使用人が、福岡県外の他の公共機関	訴を知った
	の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕	日から6か
	され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された	月以上 12
	とき。	か月以内

独占禁止4 市発注工事等に関し独占禁止法第3条又当該認定を は第8条第1号に違反し、契約の相手方としした日から 法違反行 て不適当であると認められるとき。 18 か月以 上 24 か月 以内 福岡県内において、他の公共機関の職員が当該認定を 締結した契約に係る一般工事等に関し、独占した日から 禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契12 か月以 約の相手方として不適当であると認められる上 18 か月 以内 とき。 福岡県外において、他の公共機関の職員が当該認定を 締結した契約に係る一般工事等に関し、独占|した日から 禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契6か月以上 約の相手方として不適当であると認められる 12 か月以 とき。 内 |競売入札||7 市発注工事等に関し、有資格業者である個|逮捕又は公 妨害又は 人、有資格業者の役員又はその使用人が競売訴を知った 談合 入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又旧から 18 は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 か月以上 24 か月以 内 福岡県内において、他の公共機関の職員が逮捕又は公 締結した契約に係る一般工事等に関し、有資訴を知った 格業者である個人、有資格業者の役員又はそ日から 12 の使用人が競売入札妨害又は談合の容疑によか 月 以 上 り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起18 か月以 されたとき。 福岡県外において、他の公共機関の職員が逮捕又は公 締結した契約に係る一般工事等に関し、有資訴を知った

	 格業者である個人、有資格業者の役員又はそ	日から6か
	の使用人が競売入札妨害又は談合の容疑によ	
	り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起	か月以内
	されたとき。	
建設業法		当該認定を
(昭和	 反し、契約の相手方として不適当であると認	した日から
24 年法	められるとき。	2か月以上
律第 100		9か月以内
号)違反		当該認定を
行為	して不適当であると認められるとき(前項に	した日から
	掲げる場合を除く。)。	1か月以上
		9か月以内
不正又は	12 前各項及び別表1に掲げる場合のほか、業	当該認定を
不誠実な	務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注	した日から
行為	工事等の契約の相手方として不適当であると	1か月以上
	認められるとき。	9か月以内
	13 前各項及び別表1に掲げる場合のほか、有	当該認定を
	資格業者である個人又は有資格業者である法	した日から
	人の代表権を有する役員(代表権を有すると	1か月以上
	認めるべき肩書を付した役員を含む。)が拘禁	9か月以内
	刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を	
	提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは暴力	
	団員による不当な行為の防止等に関する法律	
	(平成3年法律第77号)、刑法若しくは暴力	
	行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第	
	60号)の規定による罰金刑を宣告され、市発	
	注工事等の契約の相手方として不適当である	
	と認められるとき。	

別表3 (第3条、第7条、第8条、第11条、第13条関係) 暴力的組織等に対する措置基準

期間

- 1 次の各号のいずれかに該当するものとして福岡県警察から通知があり、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。
 - (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又第1号及びは行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」とい第2号につう。)であるとき。 いて当該認
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人で ある場合におけるその法人の役員又は当該個人若しから 36 か くは法人の経営に事実上参画している者をいう。以 下同じ。)が暴力的組織の構成員(構成員とみなされ る場合を含む。以下「構成員等」という。)となって いるとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇第3号から 用し、又は使用しているとき。 第7号につ
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることをいて当該認知りながら、その者と下請契約し、又は資材、原材料定をした日の購入契約等を締結したとき。 から 24 か
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目月 的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的 組織、構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織、構成員等に経済上の利益又は便宣を 供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第 三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織、構成 員等を利用したとき、又は暴力的組織、構成員等に経 済上の利益若しくは便宣を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織、構成員等と密 第8号につ

接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有いて当該認 しているとき。 定をした日

から 18 か 月

- 前項に規定する場合において、役員等又は使用人が当該認定を 2 拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起した日から され、又は拘禁刑以上の刑若しくは暴力団員による不36か月 当な行為の防止等に関する法律、刑法若しくは暴力行 為等処罰に関する法律の規定による罰金刑を宣告され たとき (前項第3号から第8号までのいずれかに該当 する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為と の間に関連性を認めることが相当である場合に限 る。)。
- 3 市発注工事等に関し、暴力的組織、構成員等から不当該認定を 当介入を受け、若しくは不当介入による被害を受けたした日から にもかかわらず市に報告せず、又は所轄の警察署に届4か月 け出なかったとして福岡県警察から通知があり、市発 注工事等の契約の相手方として不適当であると認めら れるとき。